

年間保険料例 (地震保険ご契約金額100万円あたり)

都道府県	構造区分	イ構造	ロ構造
岩手県・秋田県・山形県・栃木県・群馬県・富山県・石川県・福井県・長野県・滋賀県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県		680円	1,140円
福島県		740円	1,490円
北海道・青森県・新潟県・岐阜県・京都府・兵庫県・奈良県		810円	1,530円
宮城県・山梨県・香川県・大分県・宮崎県・沖縄県		950円	1,840円
愛媛県		1,200円	2,380円
大阪府		1,320円	2,380円
茨城県		1,350円	2,790円
徳島県・高知県		1,350円	3,190円
埼玉県		1,560円	2,790円
愛知県・三重県・和歌山県		1,710円	2,890円
千葉県・東京都・神奈川県・静岡県		2,250円	3,630円

■地震保険における建物の構造区分

地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険を勘案し、イ構造とロ構造(注)の2つに区分されており、セットで契約する火災保険の構造級別により区分されます。(イ構造→火災保険の構造がM構造・T構造(A構造・B構造)または1級構造・2級構造(特級構造)の場合、ロ構造→火災保険の構造がH構造(C構造・D構造)または3級構造(4級構造)の場合)

(注)平成22年1月の改定に伴い、構造区分が変更となり保険料が引上げとなる場合には、経過措置が適用されて保険料負担が軽減されます。適用条件など詳しくはお取り扱いの損害保険代理店または弊社にご連絡ください。

地震保険 Q&A

Q1 火災保険では、なぜ地震による火災を補償していないのですか?

A1 大地震発生時には、通常よりも火災発生件数が増加するだけでなく、消防能力の低下等により焼失面積も著しく大きなものとなります。このため、火災保険で想定していない大規模な火災損害が発生することから、火災保険の補償からは除外して、政府のバックアップのある地震保険で対応することとしています。

Q2 地震保険は、なぜ火災保険の保険金額の50%までしか契約できないのですか?

A2 巨大地震が発生した場合でも保険金のお支払いに支障をきたさない範囲内での引受とするため、火災保険の保険金額の50%までとしています。また、これは(被災物件の完全復旧ではなく)被災者の生活の安定に寄与することを目的とする「地震保険に関する法律」の趣旨にも合致しています。

Q3 1回の地震による支払保険金の総額が11兆3,000億円を超える場合は、保険金が削減されることがあるとのことですが、どうゆうことですか?

A3 地震保険は巨額の保険金を支払う必要があるため、保険金の支払責任の一部を政府が負うこととしていますが、いかに政府といえども無限に責任を負うことはできないため、1回の地震における保険金の支払限度額を11兆3,000億円(平成28年8月現在)と定めています。この11兆3,000億円という額は、関東大震災級の地震が発生した場合でも支払保険金の総額がこの額を超えることがないように決定されており、適時見直されています。万一、この額を超えてしまった場合、お支払いする保険金は次の算式により削減されることがあります。

$$\text{支払保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{11 \text{兆} 3,000 \text{億円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

<ご参考>
東日本大震災が発生した際には、削減することなく保険金は支払われております。また、大震災発生時には、政府は復旧・復興に向け、地震保険以外の様々な施策も実施しています。

※損害保険会社の経営が破綻した場合でも、家計地震保険では、「損害保険契約者保護機構」により、保険金・返戻金の全額が補償されます。
※複数の保険会社による共同保険の場合、幹事会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく、単独別個に保険契約上の責任を負います。

●詳しくはお取り扱いの損害保険代理店または弊社にお問い合わせください。



AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト
http://www.aiu.co.jp
お問合せ：03-3216-6611
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<地震保険の割引率について>

免震建築物割引：割引率50%
耐震等級割引：耐震等級3の場合 割引率50%
耐震等級2の場合 割引率30%
耐震等級1の場合 割引率10%
耐震診断割引：割引率10%
建築年割引：割引率10%

<地震保険料控除>

地震保険の払込保険料に応じて、一定の額がその年の契約者(保険料負担者)の課税所得から差し引かれ、税負担が軽減されます。

※従前の損害保険料控除は平成18年12月31日をもって廃止されました。経過措置として平成18年12月31日までに保険期間が開始する保険期間10年以上の積立型保険契約で平成19年1月以降保険料の変更のない契約については、従前の損害保険料控除の対象となります。ただし、経過措置が適用される積立型火災保険に地震保険を付帯している契約については、従前の損害保険料控除と地震保険料控除のいずれか一方しか適用されません。

Q4 地震保険の保険料は、高いと思うのですが?

A4 地震保険の保険料は損害保険料率算出機構という中立機関が算出した保険料率をもとに算出されています。具体的には、政府の地震調査研究推進本部による「確率的地震動予測地図」を活用し、保険料を算定しています。また、地震保険の保険料率の中には、民間損害保険会社の利潤は含まれておりませんし、代理店の手数料も低くおさえたものとなっています。なお、住宅の免震・耐震性能に応じた割引制度があり、住宅が一定の条件を満たしている場合に、所定の確認資料をご提出いただければ、地震保険料率に割引の種類に応じた10%、30%または50%のいずれかの割引が適用されます。

Q5 地震保険では実際の損害額をもとに保険金を支払うのではなく、損害を4区分(全損・大半損・小半損・一部損)に分類し、保険金額に各々一定の率を乗じたものを保険金としているのはなぜですか?

A5 大地震が発生した場合でも、短期間に大量の損害調査を行い、迅速かつ公正に保険金を支払う必要があるため、このような支払方法としています。

Q6 エレベーター・水槽などの付属物のみにも損害が発生した場合でも保険金は支払われますか?

A6 地震保険をセットする火災保険の保険の対象である建物に門、塀、垣、エレベーター、給排水設備などの付属物を含める場合、建物の保険金額には、これらの付属物の金額も含まれていますが、損害査定の際には、大震災発生時でも保険金を迅速・的確・公平にお支払するため、建物の主要構造部※に着目して建物全体の損害を認定しています。したがって、付属物のみにも損害が発生した場合などは、保険金の支払対象となりません。なお、付属物に損害が発生した場合には、建物の主要構造部にも損害が発生している可能性が高いため、お取り扱いの損害保険代理店または弊社にその旨ご相談ください。
※基礎・柱・壁・屋根など建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいいます。

地震保険は、必要保険です。

火災保険では、地震・噴火・津波による火災損害(地震等により延焼・拡大した損害を含みます)は補償されません。

地震保険は、地震・噴火・津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償します。

地震保険とは

- 1 居住用建物またはその建物に収容されている家財が対象となります。(専用店舗・事務所などの建物は対象になりません。また、営業用什器・備品や商品も対象になりません。)
- 2 法律(「地震保険に関する法律」)に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度です。
- 3 利潤を一切いただかず、皆様の保険料は準備金として積み立てられています。
- 4 地震災害による被災者の生活の安定に寄与することを目的としています。

※地震保険は、民間損害保険会社が契約募集・損害発生時における状況の確認や保険金の支払いなどの業務を行いますが、大地震発生時には巨額の保険金を支払う必要があるため、保険金の支払責任は政府と民間で負担しています。



